

令和7年度 第6回教育本部理事会

令和7年（2025年）4月3日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
514 公認スキー検定員クリニック開催基準要項 1. 公認スキー検定員規程第9条第1項に定める公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財) 全日本スキー連盟スキー検定員クリニック××会場」と称する。 2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。 4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。 5. クリニックを主管する加盟団体は、10 月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 6. クリニック年度は、本連盟年度とする。 7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。 （1）クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 （2）A級検定員クリニック、B級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者 （3）C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者 （4）クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。 （5）1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。 8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。 （1）実技（運営能力） ① 運営スケジュール ② 斜面選定 ③ 傷害防止対策 ④ その他運営に関すること （2）実技（判定能力） 視覚による評価の実際（映像資料の利用を含む） 9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参	514 公認スキー検定員クリニック開催基準要項 1. 公認スキー検定員規程第9条第1項に定める公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財) 全日本スキー連盟スキー検定員クリニック××会場」と称する。 2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。 3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。 4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。 5. クリニックを主管する加盟団体は、10 月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。 6. クリニック年度は、本連盟年度とする。 7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。 （1）クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 （2）A級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者 <u>（3）B級検定員クリニックの主任講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者。講師は主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者</u> （4）C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者 （5）クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。 （6）1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。 8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。 （1）実技（運営能力） ① 運営スケジュール ② 斜面選定 ③ 傷害防止対策 ④ その他運営に関すること （2）実技（判定能力） 視覚による評価の実際（映像資料の利用を含む） 9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参	B級のクリニックの講師はB級でも可能とした。但し主任講師はA級とした。 以下カッコ数字繰り下げ

加前に e ラーニングを視聴する。 10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込む。 11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。 12. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める研修会参加料とする。 13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。 昭和 61 年 8 月 制定 昭和 61 年 5 月 改訂 昭和 61 年 11 月 改訂 平成 元 年 6 月 改訂 平成 2 年 11 月 改訂 平成 4 年 10 月 改正 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正	加前に e ラーニングを視聴する。 10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込む。 11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。 12. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める研修会参加料とする。 13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。 昭和 61 年 8 月 制定 昭和 61 年 5 月 改訂 昭和 61 年 11 月 改訂 平成 元 年 6 月 改訂 平成 2 年 11 月 改訂 平成 4 年 10 月 改正 平成 4 年 12 月 12 日 改正 平成 12 年 9 月 21 日 改正 平成 15 年 6 月 27 日 改正 平成 16 年 6 月 25 日 改正 平成 17 年 11 月 2 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 27 年 7 月 14 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 5 年 7 月 5 日 改正 <u>令和 7 年 4 月 3 日 改正</u>	
---	---	--